

湯沢町地域公共交通活性化協議会事務局規程

(趣旨)

第1条 この規程は、湯沢町地域公共交通活性化協議会規約第11条の規定に基づき、湯沢町地域公共交通活性化協議会（以下「協議会」という。）の事務局の運営に関し、必要な事項を定める。

(所掌事務)

第2条 事務局は、次に掲げる事項を所掌する。

- (1) 協議会の会議に関する事。
- (2) 協議会の資料作成に関する事。
- (3) 協議会の庶務に関する事。
- (4) 前各号に掲げるもののほか、協議会の運営に関し必要な事項。

(職員等)

第3条 事務局に事務局長・事務局次長、その他必要な職員を置く。

- 2 事務局長は、湯沢町企画産業観光部長をもって充てる。
- 3 事務局次長は、湯沢町企画産業観光部企画観光課長をもって充てる。
- 4 事務局員は、湯沢町企画産業観光部企画観光課職員及びその他必要な者をもって充てる。

(専決事項)

第4条 事務局長は、次に掲げる事項を専決することができる。ただし、異例又は重要と認められる事項については、この限りではない。

- (1) 事務局の運営に関する事。
- (2) 物品の購入その他協議会の運営に必要な契約の締結に関する事。
- (3) 物品及び現金の出納に関する事。
- (4) 前各号に掲げるもののほか、軽易な事項に関する事。

(文章の取扱い)

第5条 事務局における文章の收受、配布、処理編集、保存その他文章に関し必要な事項は、湯沢町において定められている文章の取扱いの例による。

(公印の取扱い)

第6条 協議会の公印の種類は会長印とし、公印の名称、形状、書体、寸法、用途、個数及び管理者は別表のとおりとする。

2 協議会の公印の保管、取扱い等については、湯沢町において定められている公印の取扱いの例による。

(その他)

第7条 この規程に定めるもののほか、必要な事項は、会長が協議会に諮り定める。

附 則

この規程は、令和4年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、令和5年4月1日から施行する。

別表（第6条関係）

名称	形状	書体	寸法	用途	個数	管理者
湯沢町地域公共交通活性化協議会 長之印	湯沢町地域公共交通活性化協議会 長之印	てん書	18mm × 18mm	会長名をもって 発送する文書	1個	事務局長